

平成21年10月30日

個人年金保険の取扱商品の追加について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、平成21年11月2日（月）より、通貨選択型個人年金保険の「モンターニュ（引受保険会社：三井住友海上メットライフ生命保険株式会社）」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本商品は、ライフプランにあわせて資産を管理されたいというお客さまの要望に応えるものです。また、お客さまが運用通貨、運用期間、受取方法を選択し、分かりやすい固定利率で運用する商品です。

当行では今後もお客さまに喜ばれる商品・サービスを提供してまいります。

記

1. 追加する新商品の概要

商 品 名	MONTAGNE[モンターニュ]
種 類	通貨選択型個人年金保険
保 険 会 社	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
主 な 特 徴	①契約時に初期費用はかからず、固定利率で複利運用されます。 積立期間は3年・5年・7年・10年より、お客様の好きな期間をお選びいただけます。 ②積立期間終了後は年金として、もしくは一括でお受取いただけます。 ③米ドル・豪ドル・ユーロ・円（10年のみ）の通貨を選んで運用を始められます。 ④毎年の契約応当日には運用収益分を引出す事もできます。この場合、解約控除はかかりません。 ⑤年金支払開始日を繰り下げる際にはその後1年間ボーナス利率を適用。他通貨にも転換できます。

※手数料・リスクについては次ページをご覧ください。

2. 取扱開始日

平成21年11月2日（月）

3. 取扱店

全営業店（91か店）

以 上

報道機関からのお問い合わせ先
営業統括部 預り資産推進室 小菅・吉田
TEL 048 (641) 6111 (代) 内線 2302 2328

**武蔵野銀行**

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-8
<http://www.musashinobank.co.jp>

総合企画部 広報・IRグループ
TEL (048) 647-2718
FAX (048) 641-6120

1. 投資リスクについて

この保険は、主に債券などで運用されますので、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなどの投資リスクがあります。具体的には、解約時は市場金利に連動した市場調整を行うため、解約払戻金は一時払保険料を下回る可能性があります。また、保険金等の受取時、契約通貨以外に換算した場合、お受取金額がご契約時の通貨換算額を下回り損失を生じるおそれがあります。

2. お客様にご負担いただく費用について

この保険ではご利用によって以下の諸費用をご負担いただきます。

外国通貨で契約を締結することで生じる費用 (*1)	保険料・保険金等を円貨で入金、または受取る場合のレート	円入金特約により、円貨で保険料を入金する場合の円入金特約レート (TTS)	TTM+50 銭 (*2)
		円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート (TTB)	TTM-50 銭 (*2)
解約時にご負担いただく費用	解約控除額	契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率 (最大 9%~1%) を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額を市場調整価格から控除して払戻金としてお支払いします。 (*3)	
年金受取期間中	年金管理費	年金受取金額に対して 1% を年金受取日に責任準備金から控除します。 (*4)	

*1: 一時払保険料の振込、保険金等の受取を外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。

*2: TTM (仲値) は三井住友海上メットライフ生命所定の金融機関が公表する値となります。また、外貨から外貨に通貨を転換する際は 1 度円に転換後、再度新通貨に転換しますので、その都度の費用がかかります。

*3: 市場調整価格は次の算式によって計算されます。

市場調整価格 = 解約日の保障基準価格 - 市場調整額

市場調整額 = 解約日の保障基準価格 × (解約日の残存期間に応じた市場調整利率 - 契約日の残存期間に応じた市場調整利率 + 0.5%) × 残存期間

保障基準価格とは、一時払保険料を予定利率で運用した金額です。

残存期間は年金受取開始日までの期間をいい、月単位で計算します。(端数日は切り上げます。)

市場調整利率とは三井住友海上メットライフ生命所定の金融機関が公表する公社債の金利の平均値を用い、残存期間に応じた補正を行ったものとなります。

*4: 遺族年金支払特約による年金も対象となります。

3. その他ご留意点

- ご契約時に適用される予定利率は、契約日、契約通貨、積立期間により異なります。また、市場金利の影響で予定利率が設定されずご契約いただけない場合があります。

- 個人年金保険は預金ではなく、当行による元本保証はありません。
- 個人年金保険は預金保険の対象ではありません。
- 個人年金保険は引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、当行は契約の媒介を行います。契約の相手方は引受保険会社になります。
- 商品の詳細については「商品パンフレット」「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

以上